

西東京市公式エックス運用要領

平成 27 年 3 月 31 日

26 西企秘第 1276 号

企画部秘書広報課広報広聴担当課長決裁

第 1 趣旨

この要領は、西東京市（以下「市」という。）が X（以下「エックス」という。）を市民等への情報提供媒体として運用することについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） エックス インターネット上で短い文章等を、市民等に公開できる手段をいう。
- （2） 公式エックス 市が設置・運用するエックスをいう。
- （3） アカウント エックスを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- （4） ポスト エックスに投稿する文章をいう。
- （5） リプライ 他のユーザーのポストに返信することをいう。
- （6） リポスト 他のユーザーのポストを共有することをいう。
- （7） フォロー 他のユーザーのポストを受信するようにアカウントを登録することをいう。

第 3 運営主体

公式エックスの運営主体は市とし、アカウントの管理及びポストの発信は企画部広報プロモーション課が行う。

2 ユーザー名は、koho_nishitokyo とする。

第 4 アカウント運用者の明示

市は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式エックスのユーザー名を、市のホームページ上に明示する。

第 5 アカウントの運営主体、発信内容等の明示

市は、この要領で定めるアカウントの運営主体、発信する内容及び発信方法について、公式エックスのプロフィール欄に明示する。

第 6 掲載内容

市は、公式エックスで、次に掲げるものをポストする。

- （1） 市のホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- （2） 西東京市安全・安心いーなメールで配信する防災情報
- （3） その他企画部広報プロモーション課長が適当と認めるもの

第 7 リプライ、リポスト及びフォローの制限

市は、リプライ及びリポストは原則として行わない。ただし、企画部広報プロモーション課長が必要と認めるものは、この限りでない。

- 2 市は、フォローは原則として行わない。ただし、企画部広報プロモーション課長が必要と認めるものは、この限りでない。

第8 ホームページとのリンク

ポストに記載するリンクのリンク先は、原則として市のホームページのみとする。ただし、企画部広報プロモーション課長が必要と認めるものは、この限りでない。

第9 運用の停止

市は、ポストが困難になった場合には、その理由を市のホームページに明記し、公式エックスの運用を停止することができる。

第10 その他

この要領のほか、公式エックスの運用に関し、必要な事項は、企画部広報プロモーション課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行する。